

四万十市社会福祉協議会身体拘束等の適正化のための指針

(総則)

第1条 この指針は、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づいて指定を受けた社会福祉法人四万十市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が経営する介護サービス事業所並びに障害福祉サービス事業所(以下「事業所」という。)において、障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法、児童虐待防止法の趣旨を理解し、高齢者、障害者及び障害児(以下「利用者」という。)に生きがいと安心、安全を提供し利用者に寄り添った支援、福祉サービスを提供していくことを目的に定めるものとする。

(事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第2条 身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく本会の職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努める。

(身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項)

第3条 本会は、身体拘束等の廃止に努める観点から、身体拘束適正化検討委員会(以下「委員会」という。)を組織する。委員会の運営責任者(委員長)は事務局長とし、福祉サービス係チーフを身体拘束等の適正化を適切に実施するための担当者(以下「担当職員」という。)とする。

2 委員会は、年に1回以上委員長が招集し、開催する。

3 委員会は、次の内容について協議するものとする。

(1) 委員会その他事業所内の組織に関すること

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること

(3) 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること

(4) 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

(5) 職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

(6) 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

(7) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

第4条 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底する。

2 研修は、年1回以上行い、新規職員採用時には必ず研修を実施する。

3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

(事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針)

第5条 身体拘束等の事案については、その全ての案件を委員会に報告するものとする。た

だし、委員長が、定期開催の委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に委員会を招集するものとする。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

第6条 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

(1) 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、委員会において組織として慎重に検討・決定する。身体拘束等を行う場合には、計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載し記録に残す。

(2) 本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得る。

「身体拘束等に関する説明・同意書」(様式1)に、個別状況による身体拘束等が必要なその理由、方法、時間帯及び時間、その際の利用者の特記すべき心身の状況並びにその他必要な事項を記載し、利用者等に説明と同意を得るとともに、身体拘束等に関する必要事項を記載した計画書とともに「身体拘束等に関する説明・同意書」を手交する。

(3) 行政への相談、報告

身体拘束等を行う場合、行政機関に相談・報告する。

(4) 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」(様式2)にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。

また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の元、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討します。身体拘束等の観察と検討の結果 身体拘束等を解除した場合直近の委員会で報告する。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第7条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、本会ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態にする。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項)

第8条 第4条に定める研修会のほか、身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図るものとする。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

様式1（第6条関係）

身体拘束等に関する説明・同意書

下記のABCすべてを満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において、必要最小限の身体拘束、その他行動を制限する行為を行います。

ただし、身体拘束その他の行動制限を解除することを目標に、必要性や方法について再検討を行います。

- A 利用者本人又は他の利用者の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する手段がない。
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

必要性がないと判断された場合若しくはご本人から使用中止の申し出があった場合には、速やかに中止します。

対応の概要

個別の状況による理由	
方法（場所、行為、部位、内容）	
時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

(裏面)

本文書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

説明年月日	年 月 日
-------	-------

(利用者) 私は、身体拘束等に関する説明を受け上記の内容に同意しました。

利用者の住所	
利用者の氏名	Ⓜ

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者の住所	
署名代行者の氏名	Ⓜ
利用者との続柄	

(事業者) 本会は、身体拘束等の処置の実施にあたり上記の内容を誠実に責任をもって行います。

住 所 高知県四万十市右山五月町8-3
法人名 社会福祉法人 四万十市社会福祉協議会 Ⓜ

(担当者) 私は、身体拘束等の処置の実施にあたり上記内容を説明しました。

担当者の所属	
担当者の氏名	Ⓜ

